

臨時食品営業を行う場合の注意事項

臨時食品営業とは、地域における諸行事（私的行事は含まない。）に付随して、行事の行われる場所またはその周辺において、行事の開催期間に限って開設される営業をいいます。

飲食物の調理・提供を行うためには、原則、法に基づく食品営業許可が必要ですが、臨時食品営業に該当する場合は、一定の条件の下で、届出営業として認められます。

1 届出営業の対象となる出店行事の範囲

一時的に催され、不特定多数の者が自由に参加できるような次の行事で飲食物の提供を行う営業を臨時食品営業の対象としています。

※サッカーや野球等の興行に付随して営業を行う場合は対象外となり、法に基づく食品営業許可が必要となります。

行事区分	行事の例示
神社・仏閣・教会等の祭礼行事	神社・仏閣の縁日・祭礼
国及び地方公共団体が主催（共催）する祭典行事	〇〇市ふるさと祭
自治会・婦人会・青年団・老人クラブ等住民組織が主催する祭典行事	地区運動会、盆踊り
公的機関及びこれに準ずる機関又は団体が主催する祭典行事	学校運動会、学校文化祭
社会福祉機関及びこれに準ずる機関又は団体が主催する福祉・奉仕活動行事	福祉大会

2 業種及び提供可能な食品

食品を調理、提供する場合は、次の注意事項を守って食品を取り扱ってください。なお、家庭で調理した食品は提供できません。

- ◆行事の開催当日、その場（会場もしくは会場に隣接した場所）で調理されるもの。
- ◆簡単な調理加工で、かつ、提供前にその場で十分加熱されるもの。

業種	留意点
飲食店営業	加熱調理食品の提供に限られます。
喫茶営業	生の果物をジュースにすることは認められません。
菓子製造業	簡易な製造に限られます。
乳類販売業	10℃以下で保管してください。
アイスクリーム類製造業	無菌的に包装されたソフトクリームの液状ミックスを用いてください。

3 手続きの流れ

行事や、提供品目によっては、臨時食品営業の対象とならない場合がありますので、計画の早い段階から、最寄りの健康福祉センターに相談されることをお勧めします。

事前相談

行事のある地域を管轄する健康福祉センターに相談する。

- ・ 行事の内容
 - ・ 調理・製造する食品の種類
- 等

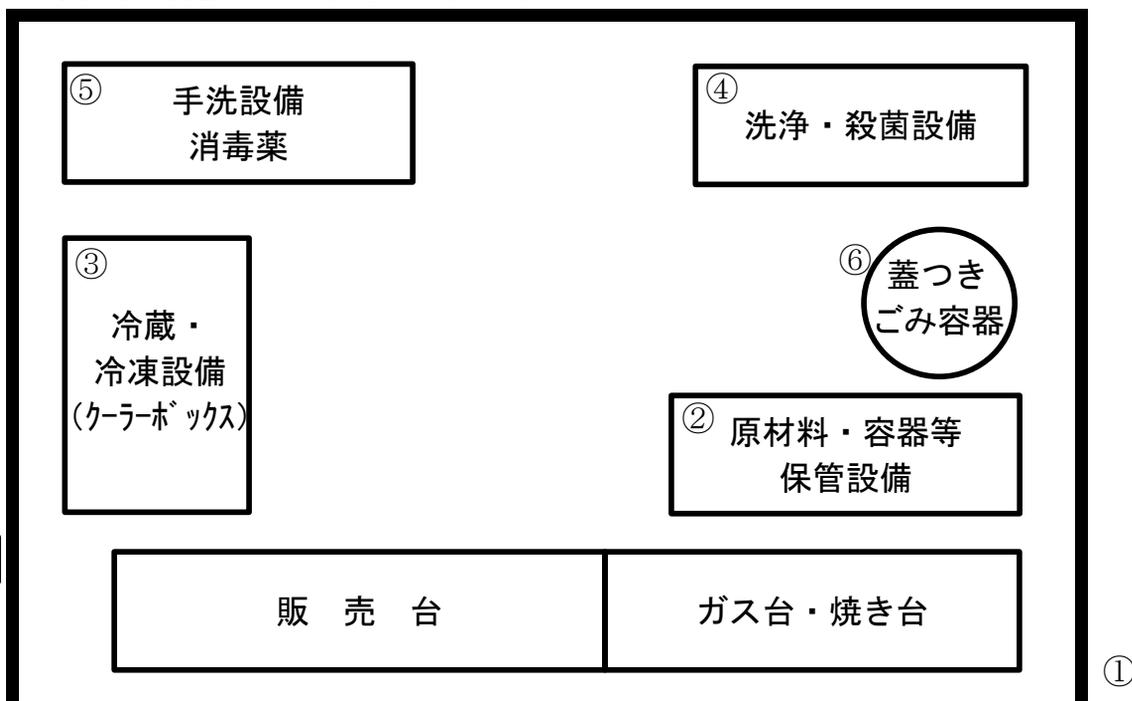
届出提出

様式に必要事項を記載し、健康福祉センターから求められた添付書類と併せて提出する。

届出済証掲示

健康福祉センターが発行した「臨時食品営業届出確認済証」を施設の見やすい場所に掲示し、営業を開始する。





〔施設の構造等〕

- ① 調理・製造・販売するのに十分な広さとし、必要に応じて防塵設備（テント、合成樹脂製シート、布幕等）を設けてください。
- ② 原材料及び製品並びに器具類及び容器類を衛生的に収納できる保管設備が必要です。
- ③ 冷蔵を必要とする食品を取り扱う場合は、食品を常に10℃以下に保存できる冷蔵設備が必要です。
- ④ 器具・容器等を洗浄殺菌できる設備が必要です。（使い捨て器具・容器を使用する場合は省略できます。）
- ⑤ 便利な場所に手洗設備を設け、消毒薬を備えてください。
上水道水又は飲用に適する水を十分供給できる設備が必要です。貯水槽を使用する場合は、40ℓ以上の容量のものを備えてください。
- ⑥ 完全な蓋のある不浸透性又は耐水性のごみ容器を必要な場所に備えてください。

お問い合わせ先 ※受付時間:8:30~17:15（土・日、祝日、年末・年始は閉所します。）

名称	所在地	電話番号	管轄区域
岩国健康福祉センター	岩国市三笠町一丁目1-1	0827-29-1527	岩国市、和木町
柳井健康福祉センター	柳井市南町3丁目9-3	0820-22-3631	柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町
周南健康福祉センター	周南市毛利町二丁目38	0834-33-6426	周南市、下松市、光市
山口健康福祉センター	山口市吉敷下東三丁目1-1	083-934-2535	山口市
山口健康福祉センター 防府支所	防府市駅南町13-40	0835-22-3740	防府市
宇部健康福祉センター	宇部市琴芝町1-1-50	0836-39-9862	宇部市、山陽小野田市、美祢市
長門健康福祉センター	長門市東深川1344-1	0837-22-2811	長門市
萩健康福祉センター	萩市江向531-1	0838-25-2665	萩市、阿武町